

令和5年度（2023年度） 第5回 吹田市子ども・子育て支援審議会会議録（要旨）

開催日	令和6年1月31日（水）	開催時刻	午後6時30分～午後7時15分
場 所	メイシアター 3階 レセプションホール		
出席者	埋橋委員、夏目委員、上野委員、澤田係員、孫田委員、福本委員、寺廣委員、藤井委員、武内委員、水木委員、水田委員、山根委員、西川委員		
事務局	<p>【児童部】 北澤部長 子育て政策室： 今井室長、松永参事、伊藤主幹、澤田係員、朝田係員 子育て給付課： 上田課長 家庭児童相談室：中谷参事、中井主幹 保育幼稚園室： 武田参事、萩原参事、堀主幹 のびのび子育てプラザ：曾我所長 こども発達支援センター：堀センター長</p> <p>【健康医療部】 母子保健課：日比課長</p> <p>【地域教育部】 青少年室： 小川参事、廣田主幹 放課後子ども育成室：堀室長、国本参事、中村参事</p>		
傍聴者	0人		
案 件	<ol style="list-style-type: none"> (1) こども大綱について (2) 吹田市こども計画等の策定に係るニーズ調査の質問項目について (3) 保育所整備計画（南吹田4丁目）の経過報告について (4) 令和6年度子どもプラザ事業「太陽の広場」における民間委託モデル事業の実施について (5) その他 		
<p>事務局 ただいまから、令和5年度第5回子ども・子育て支援審議会を開催いたします。 [会議成立及び傍聴者、資料の確認を行った。]</p> <p>会長 それでは、議事に入ります。報告案件（1）「こども大綱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 （説明）</p> <p>会長 説明が終わりました。質問、意見等はありませんか。ないようですので、次に報告案件（2）「吹田市こども計画等の策定に係るニーズ調査の質問項目について」を議題とします。よろしくお願いたします。</p> <p>事務局 （説明）</p> <p>会長 説明が終わりました。質問、意見等はありませんか。</p> <p>副会長 意見として、誤記のチェックをしてから発送していただきたいと思います。例えば、資料3とか表記の揺れがたくさんあります。市長名義で出す文書なので誤記チェックの最終確認はした方がいいと思います。あと吹田市の公文書の表記のルールで、「子供」に関するルールがあったと思いますので、そこも違うのであれば確認の上、発出していただきたいと思います。</p> <p>事務局</p>			

ご意見ありがとうございます。修正が必要な個所についてはこれから点検をさせていただきまして、直せる分については対応させていただきます。

「子供」の表記につきましても確認しまして、必要な個所は修正させていただきたいと思いません。

会長

他にございませんでしょうか。

A委員

アンケート調査で、回答率を上げるために、アンケートのところに「大体10分ぐらいで出来るアンケートです」ということを目安として書かれていることが多いと思うのですが、以前より項目を減らしたと今おっしゃっていたのですけれども、どれくらいかかるのでしょうか。

事務局

紙で回答いただくのと、ネットで回答いただくのは一定条件が違うところがありますので、我々も今、テストをしながら進めているところでございます。紙面上では一つの項目で出来ている部分もあるのですが、例えば選択肢を選んでいただくものと、選んでいただいた後に時間とか、希望日数を入れたりする項目があります。ネットではそれを一緒に質問することができないので、質問を分岐したりしています。回答が難しい質問もございますので、少しお時間をいただくことにはなろうかなと思います。実際に大体かかる時間が判明しましたら、ネットで回答いただく最初の画面に概ねの時間等を掲載できると思いますので、いただきましたご意見を参考にさせていただきたいと思いません。

会長

他にありませんか。では次に、報告案件（3）「保育所整備計画（南吹田4丁目）の経過報告について」の説明をお願いします。

事務局

（説明）

会長

説明が終わりました。質問、意見等がありましたら、お願いします。

では次に、報告案件（4）令和6年度子どもプラザ事業「太陽の広場」における民間委託モデル事業の実施についての説明をお願いします。

事務局

（説明）

会長

説明が終わりました。質問、意見等がありましたら、お願いします。

B委員

今説明をお受けしましたがけれども、担当部局においては、子供の居場所づくりに、吹田全校で実施ということですのでごく努力されていることだと思います。

ただ、資料の方にもありますように、月1回、そして毎日実施されている箇所など本当に格差があります。でもこれは地域による意向だと思いますので、致し方ないかなとは思っています。

ただ、20年間、私も最初から携わっておりますけれども、民間委託になった時に、週2回の提案をされていますけれども、100万円ぐらいの委託で今、週3回を実施しているような状態ですので、それだけのお金では多分、民間の方は引き受けていただけないのではないかと考えております。既存のところと委託との格差が生じないために、どのように進めていかれるのかということをお聞きしたいと思います。

事務局

地域の見守りのボランティアの方への謝礼金については、今回委託します民間のモデル事業では賃金になりますので、既存と差が出ないように、担当部局としっかり相談をして、予算の確保に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

B委員

今、地域では有償ボランティアが色んな作業は行っておりますので、その辺も含めてご検討をお願いしたいと思います。

会長

他にございませんでしょうか。

副会長

市民活動災害保障についての質問です。この場合の対象となる団体は、民間の団体そのものに保険がかかるという理解でいいのでしょうか。

事務局

市民活動災害保障制度につきましては、参加する児童と、あとは無償でお手伝いしてくれるボランティアの方、地域の方、今もですが、有償だけでなく、無償で地域の子は地域で守り育てたいという意思で来ていただいている方がおられますのでその方に対しての保障制度ということで、有償の賃金で働かれる方につきましては、事業者が入る保険が適用されるということになっております。

副会長

ホームページで市民活動災害保障制度の概要を見ていたら、その団体にかかると読めるのですが、ボランティアとか個人にかかるということなのですか。

事務局

そこまで詳しくなくて申し訳ありません。今はその活動自体にかかっているという認識です。

副会長

そう思って調べたら団体にかかるとはいえ、参加者の事故はカバーするようです。一方、今、ご説明いただいた内容ですと、指導者と参加者に対して保障がかかるという気がするのですが、それだったら死亡保障の上限が結構少ないとか、主催者の第三者に対する賠償はそれなりの金額の保障になっているけど、それが適用される場面はあるのか、例えばボランティアがけがをさせてしまったときにミスがあったときなどはてん補されるのか、そういう部分がボランティアの負担軽減というところで、気になりました。ボランティアが吹田市民ではなかったらこの保障の対象にならないとか、万が一のことが起こった時のてん補について少し気になりました。

事務局

市民活動災害保障制度自体は、市民団体向けに団体でご登録いただいて保障する部分と、市の主催事業として特約をつけている部分がありまして、その部分で保障内容や保障の対象者も違う部分がございます。

今回、どちらで適用するのかというのは重要なことかと思しますので、所管の方でも確認をしていくと思います。また、今、ご意見いただいた保障内容等のところは、実施にあたって確認をしていく必要がある点だと思っております。

副会長

今のお話は後者で、私が見ているのが団体向けの広報なのですね。

事務局

ホームページの方は団体向けのページになっているかと思えます。

副会長

ありがとうございました。

会長

他にございませんか。質問、ご意見等がないようですので、報告案件（１）から（４）の案件は終了させていただきます。最後に報告案件（５）その他について事務局からお願いします。

事務局

（次回の日程調整）

会長

それでは本日の審議会は、これで終了します。